

人事評価の基準、方法等に関する政令 参照条文 目次

一	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	1
二	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）	3
三	検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）	4
四	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	4
五	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	5

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（条件附任用期間）

第五十九条 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて条件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

② 条件附採用に関し必要な事項又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

（第四条関係）

（臨時的任用）

第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

②⑤（略）

（第三条関係）

（人事評価の根本基準）

第七十条の二 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

（第一条関係）

（人事評価の実施）

第七十条の三 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

（制定文及び第一条関係）

（人事評価に基づく措置）

第七十条の四 所轄庁の長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

②（略）

（第一条関係）

(能率増進計画)

第七十三条 内閣総理大臣(第一号の事項については、人事院)及び関係庁の長は、職員の勤務能率の發揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

- 一 職員の研修に関する事項
- 二 職員の保健に関する事項
- 三 職員のレクリエーションに関する事項
- 四 職員の安全保持に関する事項
- 五 職員の厚生に関する事項

② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣(同項第一号の事項については、人事院)は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視に当る。

(第十九条関係)

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職(当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のもの占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。)に採用することができる。

②・③ (略)

(第三条関係)

附 則

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

(制定文関係)

○国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（二）（略）

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（附則第一条関係）

第八条（略）

2 第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「改正前の法」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、改正後の法第三章第四節の規定にかかわらず、所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

3（6）（略）

（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

2（略）

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

②（略）

（第三条関係）

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（第十九条関係）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（第十九条関係）

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

2 3 4（略）

（第十九条関係）

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 3 5（略）

（第十九条関係）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第四百四条（略）

②・③（略）

④ 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一（略）

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

⑤（略）

（第十九条関係）